

地域の皆さんに寄り添う

保護司のことを知っていますか？

更生ペンギンの「サラちゃん」

更生ペンギンの「ホゴちゃん」

保護司は、法務大臣が委嘱するボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないよう、その立ち直りを助け、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

Q どんな活動をしているの？

A 犯罪や非行をした人に対して、面接を通じて生活上の助言や就労の支援などを行う「保護観察」や、少年院や刑務所に収容されている人の釈放後の帰宅先の調整などを行う「生活環境の調整」、また学校などと連携して「犯罪・非行防止活動」をしています。

Q どのくらいの人数の保護司が活動しているの？

A 市内では、10月1日現在、109人の保護司が活動しています。一方で保護司のなり手不足や高齢化が課題となっています。保護司になるには一定の条件を満たした上で、法務大臣の委嘱を受ける必要があります。

Q 保護司に相談したいときは？

A 経験豊富な保護司が駐在し、地域の犯罪・非行に関する相談に加え、保護司活動に関するご相談も承っています。お気軽にご相談ください。

川口地区更生保護サポートセンター

所在地 南鳩ヶ谷6-8-16 やすらぎ会館1階 ☎048-229-0865

開所日 火～土曜日10:00～16:00(休所となる場合もあります)

問い合わせ…福祉総務課 ☎048-259-7647 FAX048-255-3188



川口地区保護司会
山喜 光明 会長

誰もが安心して暮らせる社会を築くためには、地域に住む人々が罪を犯した人たちの更生に関して理解を深めていくことが大切です。私たち保護司は、罪を犯した人たちの立ち直りを支援するとともに、犯罪や非行を防止する活動を行っています。これからも、地域社会や学校などと連携しながら、明るい社会づくりの実現に向けて努力して参ります。

令和6年1月4日(木)から /

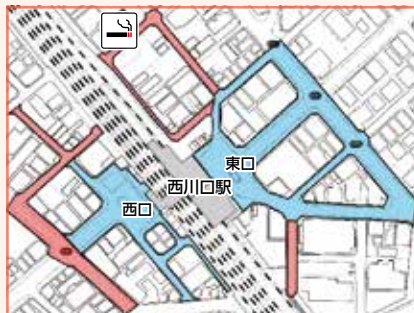
路上喫煙禁止地区を新規指定・拡大します！



対象区域：SR戸塚安行駅周辺・JR西川口駅周辺

SR戸塚安行駅周辺

JR西川口駅周辺



路上喫煙禁止地区(新規指定・拡大部分) 路上喫煙禁止地区(既存部分) 駅出入口(SR) 指定喫煙所



なぜ路上喫煙禁止地区を指定するの？

たばこを吸う人と吸わない人が、お互いに配慮できる「分煙」を考えたまちづくりを進めるためだよ



昨年、路上喫煙や吸い殻のポイ捨てに関するパブリック・コメントを実施した結果、路上喫煙を禁止する地区として、SR戸塚安行駅周辺を新たに指定し、JR西川口駅周辺をさらに拡大することにしたんだよ。



教えてごみまる



路上喫煙禁止地区以外では、路上喫煙をしてもいいの？

路上喫煙禁止地区以外の、市内全域の道路や公園では、喫煙の「自粛」をお願いしているよ。みんなで、安全できれいなまちにしようね！



問い合わせ…資源循環課 ☎048-228-5370 FAX048-228-5322



路上喫煙禁止地区なのに、なぜ喫煙所を設置するの？

喫煙できる場所を指定・設置することで、道路を歩く人の受動喫煙を減らすためだよ。

禁止地区内には「指定喫煙所」を設置しているので、喫煙する場合は利用してね♪

